

尾張旭市選挙管理委員会（平成28年第13回）会議録

- 1 開催日時
平成28年12月2日（金）
開会 午前10時
閉会 午前10時18分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 2階 201会議室
- 3 出席委員
委員長 水野紀彦
委員 谷口紀樹、玉置民夫、松原克代
- 4 欠席委員
なし
- 5 傍聴者数
0名
- 6 出席した事務局職員
書記長 田中健一、次長兼係長 矢野嘉通、書記 永谷尚子
- 7 議題
第48号議案 選挙人名簿の登録について
第49号議案 選挙人名簿の登録の抹消について
第50号議案 在外選挙人名簿の登録について
第51号議案 在外選挙人名簿の登録の抹消について
- 8 会議の要旨

書記長	定刻になりましたので、ただいまから第13回選挙管理委員会を開催いたします。 本日は、12月の定時登録及び在外選挙人名簿の議案、計4件でございます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。 それでは、委員長お願いいたします。
委員長	改めましておはようございます。

	<p>(委員長あいさつ)</p> <p>それではまず、次第の2「前回会議録について」でございます。前回の会議録につきまして、議案とあわせて配布していますが、訂正等がありますか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>それでは前回の会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名したいと思います。</p> <p>それでは、次に次第の3「議題」に入らせていただきます。</p> <p>まず12月の定時登録に関する第48号議案、第49号議案でございますが、関連がありますので一括して事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは第48号議案、第49号議案につきましては、それぞれ関連がございますので、あわせてご説明いたします。</p> <p>はじめに、第48号議案の「選挙人名簿の登録について」でございます。公職選挙法第22条第1項の規定により、登録月の1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有するかたを2日に登録しなければならないとされており、本日は12月の定時登録を行おうとするものでございます。</p> <p>それでは、議案をはねていただきまして、「平成28年12月2日定時登録業務」をご覧ください。今回の登録は、9月2日に行いました定時登録以降の該当者について行うものでございます。</p> <p>まず、被登録資格につきましては、同法第21条により、年齢要件として、年齢満18年以上の日本国民であること、また、</p>

住所要件として、住民票が作成された日から引き続き3か月以上本市の住民基本台帳に記録されているかたとなっております。

このため、今回新規に登録されるかたは、年齢要件としましては、平成10年9月3日から平成10年12月2日までの出生者、住所要件としましては、平成28年6月2日から平成28年9月1日までの転入者ということになります。

次に第49号議案の「選挙人名簿の登録の抹消について」でございませう。公職選挙法第28条の規定により、選挙人名簿の登録者について抹消しなければならない事由に該当するに至ったかたを、名簿から抹消するものでございませう。

今回の抹消は、9月2日の登録の抹消以降の該当者について行うものでございませう。登録を抹消される事由としては、同法第28条の規定により、死亡又は日本国籍を失ったとき及び市外へ転出後4か月が経過したとき等が抹消事由となっております。

このため、今回抹消されるかたは、平成28年9月2日から平成28年12月1日までの死亡者又は国籍喪失者と、平成28年5月2日から平成28年8月1日までの市外への転出者でございませう。

次に、本日配布させていただいた定時登録内訳をご覧ください。本日の登録内訳を示しています（表を説明）。

また、参考として投票区別の選挙人名簿登録者数一覧を添付していますので、ご覧いただければと思います。

なお、登録者名簿につきましては、公職選挙法第23条第1項の規定により、明日、12月3日から12月7日までの期間、縦覧に供することになります。

第48号議案及び第49号議案の説明については以上でございませう。

それでは、選挙人名簿の登録者名簿と抹消者名簿をお返しし

	ますので、ご確認をお願いいたします。
	(名簿確認)
委員長	では、第48号議案及び第49号議案について、何かご質問等はございませんか。
	(なし)
委員長	ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。 第48号議案及び第49号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
	全員挙手 (原案可決)
委員長	第48号議案及び第49号議案は可決されました。 続きまして、在外選挙人名簿に関する第50号議案、第51号議案でございますが、関連がありますので一括して事務局より説明をお願いします。
事務局	では、まず第50号議案「在外選挙人名簿の登録について」 ご説明いたします。 公職選挙法第30条の6第1項の規定により、市の選挙管理

	<p>委員会は、所定の手続きにより在外選挙人名簿への登録申請をした方が、本市の在外選挙人名簿に登録される資格を有する場合は、遅滞なく当該申請した方を在外選挙人名簿に登録しなければならないとされています。</p> <p>このことにつきまして、議案の2枚目にあります2名の方から登録申請があり、それぞれ最終住所地と本籍地を確認しましたところ、本市の在外選挙人名簿に登録される資格を有すると認められましたので、名簿に登録しようとするものでございます。</p> <p>次に第51号議案「在外選挙人名簿の登録の抹消について」ご説明いたします。公職選挙法第30条の11の規定により、在外選挙人名簿に登録されている方が、死亡又は国籍を喪失したとき、又は国内の市町村に転入して4か月を経過したときなどは、市の選挙管理委員会は、これらの方を在外選挙人名簿から抹消しなければならないとされています。</p> <p>このことにつきまして、議案の2枚目にあります2名の方が、国内に転入して4か月が経過したため、在外選挙人名簿から抹消するものでございます。</p> <p>また、参考としまして、在外選挙人の登録を行いました直前の9月2日時点の登録者数、今回、12月2日現在の登録者数の内訳を資料として添付しています。全体では、今回登録する2名の方が増え、2名の方が減りますので、登録者数に変動はなく40名のかたが在外選挙人名簿に登録されていることになります。</p> <p>第50号議案及び第51号議案の説明は以上でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>では、第50号議案及び第51号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>

	(なし)
委員長	ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。 第50号議案及び第51号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第50号議案及び第51号議案は可決されました。 本日の議題は、これですべて終了しましたが、その他ということ で事務局から何かありますか。
事務局	○ 啓発事業案説明 ○ 本日が現委員にとって最後の委員会となるため今までの お礼
委員長	本日の議題は、これですべて終了いたしましたので選挙管理 委員会を閉じさせていただきます。